

## 北海道告示第 10626 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである

令和 6 年 4 月 10 日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 申請書の概要

#### (1) 申請年月日

令和 6 年 3 月 28 日

#### (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

北海道釧路市知人町 3 番 18 号

株式会社栄和サービス 代表取締役 佐々木 勉

#### (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北海道釧路市高山 1 番 1、2 番、3 番、12 番、30 番 1

#### (4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 14 号ロ（安定型最終処分場）

#### (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付き自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属からなる部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね 15 センチメートル以下のものに限る。）、金属くず（ただし、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、がれき類。

### 2 法第 15 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

#### (1) 縦覧の場所及び時間

北海道釧路振興局保健環境部環境生活課 8 時 45 分から 17 時 30 分まで

釧路市市民環境部環境保全課 8 時 50 分から 17 時 20 分まで

#### (2) 縦覧の期間

令和 6 年 4 月 10 日（水）から令和 6 年 5 月 10 日（金）まで（日曜日及び土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

### 3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を日本語で記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2-54 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課）に令和 6 年 5 月 24 日（金）までに到着するように提出すること。